

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2024 年 1 月 29 日

株式会社インターネットインフィニティ

2024年1月29日

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

東京都千代田区二番町11-19
興和二番町ビル2階
株式会社インターネットインフィニティー
代表取締役 別宮 圭一

当社は、2024年1月15日付けで、株式会社レコードブック（以下「承継会社」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。よって、以下のとおり、本吸収分割に係る事前開示をいたします。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

本吸収分割に係る吸収分割契約の内容は別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

当社は、本吸収分割に際して、承継会社から本吸収分割により承継する権利義務の対価の交付を受けません。当社が承継会社の発行済株式の全てを所有しているため、当社が本吸収分割に際して承継会社から金銭等の交付を受けないことは相当と判断しました。

3. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2のとおりです。

4. 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日後の当社の資産の額につきましては、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 承継会社における分割会社から承継される債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日後の承継会社の資産の額につきましても、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収分割後における承継会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

別紙 1

吸収分割契約の内容



吸収分割契約書

株式会社インターネットインフィニティー（以下「分割会社」という。）と株式会社レコードブック（以下「承継会社」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （吸収分割）

分割会社及び承継会社は、本契約に定めるところに従い、吸収分割の方法により、分割会社が営む以下の事業（以下、総称して「本件事業」という。）に係る第 3 条第 1 項に定める権利義務（以下「本件承継権利義務」という。）を分割会社から承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する（以下、当該吸収分割を「本件分割」という。）。

- (1) レコードブック事業（福祉用具貸与・販売事業等の付随事業も含む）
- (2) レコードブックフランチャイズ事業

第 2 条 （分割当事者の商号及び住所）

分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 分割会社

商号 : 株式会社インターネットインフィニティー
住所 : 東京都千代田区二番町 11-19 興和二番町ビル 2 階

(2) 承継会社

商号 : 株式会社レコードブック
住所 : 東京都千代田区二番町 11-19 興和二番町ビル 2 階

第 3 条 （分割により承継する権利義務）

1. 承継会社が、効力発生日（第 5 条に定める。）において、本件分割により分割会社から承継する資産、負債及び契約その他の権利義務は別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 本件分割により、承継会社が分割会社から承継する債務に関しては、併存的債務引受の方法によるものとする。但し、当該承継する債務について、分割会社が履行その他の負担をした場合には、分割会社は承継会社に対してその全額を求償することができる。

第 4 条 （承継会社が本件分割に際して交付する金銭等）

承継会社は、本件分割に際し、本件承継権利義務の対価として株式その他の金銭等を交付しない。

第 5 条 (効力発生日)

本件分割がその効力を生ずる日 (以下「効力発生日」という。) は、2024 年 4 月 1 日とする。
ただし、分割会社及び承継会社は、本件分割の手續上の必要性その他の事由により必要がある場合は、別途協議し合意の上、効力発生日を変更することができるものとする。

第 6 条 (本件分割の承認)

分割会社及び承継会社は、それぞれ、効力発生日の前日までに、本件分割のために法令、定款及び社内手續上必要とされる手續を適法かつ有効に履践するものとする。

第 7 条 (公租公課・費用の負担)

1. 承継対象権利義務に対して課せられる公租公課及び承継対象権利義務に必要となる費用については、効力発生日を基準に日割り計算により精算するものとし、効力発生日の前日までの期間に対応する部分は分割会社の負担とし、効力発生日以降の期間に対応する部分は承継会社の負担とする。
2. 承継会社が本件分割により承継する権利義務の承継に伴い、登記、登録、通知等の手續が必要となるものについては、分割会社及び承継会社が協力してその手續を行うものとする。なお、当該手續に要する一切の費用は、当該手續を行う当事者各自の負担とする。

第 8 条 (事情変更)

本契約締結日から効力発生日までの間において、分割会社又は承継会社の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、分割会社及び承継会社は協議の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第 9 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項及び本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨の範囲内で、別途協議し合意の上、これを定める。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、分割会社及び承継会社が、各 1 通を保有する。

2024 年 1 月 15 日

分割会社： 東京都千代田区二番町 11-19
興和二番町ビル 2 階
株式会社インターネットインフイニティ
代表取締役社長 別宮 圭一



承継会社： 東京都千代田区二番町 11-19
興和二番町ビル 2 階
株式会社レコードブック
代表取締役社長 林 岳史



承継権利義務明細表

承継会社は、本件分割により、本件分割の効力発生日における分割会社の本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務を、以下のとおり分割会社から承継する。

1. 承継する資産

本件事業に係る一切の資産

但し、以下は除く。

- (1) 現金及び預金
- (2) 効力発生日までに発生した本件事業に係る金銭債権
- (3) レコードブック新請求等システムに係る資産

2. 承継する負債

本件事業に係る一切の負債

但し、以下は除く。

- (1) 効力発生日までに発生した本件事業に係る金銭債務

3. 承継する雇用契約

本件事業に主として従事する従業員に係る一切の雇用契約。

但し、以下対象者の雇用契約は除く。

- (1) 今泉 久 (所属部署：第三運営部)

4. 承継する契約 (雇用契約を除く。)

本件事業に係る一切の契約

以上



別紙2

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

承継会社については最終事業年度がありません。会社の成立の日における貸借対照表の内容については、以下のとおりです。

成立時貸借対照表
(2023年11月1日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	20,000,000		
現金及び預金	20,000,000		
		負債合計	0
		純資産の部	
		株主資本	20,000,000
		資本金	20,000,000
		資本準備金	0
		純資産合計	20,000,000
資 産 合 計	20,000,000	負債・純資産の合計	20,000,000

以上